

# ビスフェノールAワーキンググループ 第1回議事録

1. 日時 令和7年6月30日（月）10:00～11:08

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを併用）

## 3. 議事

- (1) 専門委員等紹介
- (2) ワーキンググループの運営等について
- (3) 令和7年度食品安全委員会運営計画について
- (4) 座長の選出・座長代理の指名
- (5) ビスフェノールAの現状及び今後の進め方について
- (6) その他

## 4. 出席者

(専門委員)

広瀬座長、石井専門委員、久米専門委員、齋藤専門委員、佐藤専門委員、渋谷専門委員、  
内木専門委員、松永専門委員、和田専門委員、渡辺専門委員

(専門参考人)

黒田専門参考人、北條専門参考人、道川専門参考人、村山専門参考人、山内専門参考人

(食品安全委員会委員)

山本委員長、頭金委員、浅野委員、祖父江委員、小島委員

(事務局)

中事務局長、井本評価第一課長、寺谷評価調整官、井澤課長補佐、小嶋係長、  
松崎評価専門職、矢吹係員、萩野技術参与、藤田技術参与

## 5. 配布資料

議事次第、専門委員名簿

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食  
品安全委員会決定）」に係る確認書について

資料1-4 ビスフェノールAワーキンググループの設置について（令和7年4月8日  
食品安全委員会決定）

- 資料2 令和7年度食品安全委員会運営計画
- 資料3-1 ビスフェノールAに係る食品安全委員会のこれまでの検討経緯
- 資料3-2 ビスフェノールA (BPA) に関する健康影響について中間とりまとめ (第13回器具・容器包装専門調査会 (平成22年7月7日開催) 資料2 / 第58回器具・容器包装専門調査会 (令和7年2月3日開催) 資料2-2)
- 資料3-3 日米欧における近年の動向 (第58回器具・容器包装専門調査会 (令和7年2月3日開催) 資料2-3)
- 資料4-1 ビスフェノールAの今後の進め方について (案)
- 資料4-2 令和7年度食品安全確保総合調査「ビスフェノールAに係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理」仕様書
- 参考資料1 ビスフェノールAの諮問関係資料 (第58回器具・容器包装専門調査会 (令和7年2月3日開催) 参考資料1)
- 参考資料2 生殖発生毒性等に関するワーキンググループによる中間とりまとめの概要 (第13回器具・容器包装専門調査会 (平成22年7月7日開催) 資料3 / 第58回器具・容器包装専門調査会 (令和7年2月3日開催) 参考資料2)

## 6. 議事内容

○井澤課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「ビスフェノールAワーキンググループ」を開催いたします。

先生方におかれましては、このたびは専門委員、専門参考人をお引き受けくださいますようお願い申し上げます。また、本日は御多忙のところ御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

座長が選出されるまでの間、事務局のほうで議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡いたしましたとおり、本日の会議は公開で行います。また、議事録につきましては、後日、ホームページに掲載いたします。

本会議は、当会議室での参集及びウェブ会議システムを併用して行います。

傍聴につきましても、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおける動画配信により行っております。

通信環境等から、議事進行に支障が生じる場合もあろうかと存じます。ウェブ会議システム及びYouTubeの通信が途絶えた場合は、再度つながるまでお待ちいただきますよう、何とぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

このたび、令和7年4月8日付で、「ビスフェノールAワーキンググループ」が設置されました。本日は最初の会合に当たりますので、まず、初めに食品安全委員会の山本委員長より、御挨拶申し上げます。

○山本委員長 皆さん、おはようございます。食品安全委員会委員長の山本茂貴です。開催に当たり一言御挨拶申し上げます。

食品安全委員会におきましては、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から諮問を受けて食品健康影響評価を行っているほか、委員会自らが評価の必要性を検討し、選定した案件についての評価も行っております。

ビスフェノールAにつきましては、2008年に当時の厚生労働省から評価要請があり、2010年に一度中間的なとりまとめを行いました。その当時は、低用量ばく露の影響に関する知見が不足していたことなどから、耐用摂取量の設定が困難であるとされ、今後、必要な知見が集積された後に最終的な評価をとりまとめることとしておりました。

食品安全委員会としましても、低用量影響に関する知見の収集・整理を行いながら、海外の動向も継続的に確認してきたところでございますが、特に、欧州におきまして、近年、ビスフェノールAの再評価が行われたこと、課題としていた低用量ばく露による影響に関する必要な情報が入手可能な状況となっていることから、日本においても議論を再開すべきとの結論に至り、調査審議を進めることといたしました。

また、本件につきましては、各国で長期的な議論が行われていることを踏まえ、重点的に調査審議を行う必要がある案件であることから、調査審議をより効率的、集中的に行うために、関連する分野の専門委員や参考人からなるワーキンググループを新たに立ち上げ、検討を進めることといたしました。

本日、御参加いただきました専門委員、参考人の先生方におかれましては、本ワーキンググループへの参加を御快諾いただき、誠にありがとうございます。食品安全委員会委員長としまして、お礼を申し上げます。

専門委員、参考人の皆様方におかれましては、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に調査審議に御参画いただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○井澤課長補佐 山本委員長、ありがとうございました。

本日の議事は、議事次第に記載のとおりです。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、専門委員名簿のほかに12点ございます。

資料1-1 「食品安全委員会専門調査会等運営規程」

資料1-2 「食品安全委員会における調査審議方法等について」

資料1-3 「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」

資料1-4 「ビスフェノールAワーキンググループの設置について」

資料2 「令和7年度食品安全委員会運営計画」

資料 3-1 「ビスフェノールAに係る食品安全委員会のこれまでの検討経緯」

資料 3-2 「ビスフェノールA（BPA）に関する健康影響について中間とりまとめ」

資料 3-3 「日米欧における近年の動向」

資料 4-1 「ビスフェノールAの今後の進め方について（案）」

資料 4-2 「令和7年度食品安全確保総合調査『ビスフェノールAに係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理』仕様書」

参考資料 1 「ビスフェノールAの諮問関係資料」

参考資料 2 「生殖発生毒性等に関するワーキンググループによる中間とりまとめの概要」の以上12点でございます。

資料を御確認いただきまして、不足等がございましたら事務局までお申しつけください。次に、本日のウェブ会議の形式について御説明させていただきます。

1点目、こちらは常時の内容となりますが、発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

2点目、こちらは発言時の内容となりますが、御発言いただく際は、Webexの挙手機能を御使用ください。途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局または座長が、先生のお名前をお呼びいたしましたら、先生御自身でマイクをオンにし、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言をお願いいたします。御発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフにするという形で御対応をお願いいたします。

会場で御参加いただいております先生方におかれましても、発言者が分かりますように、冒頭にお名前を御発言くださいますよう御協力願いたします。

3点目、こちらは接続不良時の内容になりますけれども、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラボタンをクリックいただくとオン、オフを切り替えることができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からないような状態が続くようでしたら、お手数ですがチャット機能を使用して状況を御連絡いただけますと幸いです。

予期せず中断されてしまった場合は、再度御入室をお試しいたいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事1の「専門委員等紹介」についてです。

お手元の専門委員名簿を御覧ください。私のほうから専門委員、専門参考人の先生のお名前を五十音順に御紹介させていただければと思いますので、簡単に自己紹介をいただければと思います。

まず、専門委員の先生方から御紹介いたします。

ウェブ参加で、石井雄二専門委員。

○石井専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の石井でございます。  
専門は一般毒性と発がん性になります。どうぞよろしく願いいたします。  
以上です。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、現地参加で久米利明専門委員。

○久米専門委員 久米と申します。どうぞよろしく願いします。  
富山大学の薬学部で教授をやっております。専門は神経毒性ということになりますので、  
ぜひよろしく願いします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、ウェブ参加で齋藤文代専門委員。

○齋藤専門委員 岡山理科大学獣医学部の齋藤と申します。  
専門は一般毒性になります。どうぞよろしく願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、ウェブ参加で佐藤友美専門委員。

○佐藤専門委員 横浜市立大学の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。  
専門は生殖毒性になります。よろしく願いします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、現地参加で渋谷淳専門委員。

○渋谷専門委員 東京農工大学の渋谷でございます。  
専門は毒性病理学全般でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、ウェブ参加で内木綾専門委員。

○内木専門委員 皆様、おはようございます。名古屋市立大学医学部の内木でございます。  
専門は病理と発がん性です。どうぞよろしく願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、現地参加で広瀬明彦専門委員。

○広瀬専門委員 おはようございます。化学物質評価研究機構の広瀬と申します。

専門は毒性一般とリスク評価が専門であります。よろしく申し上げます。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、ウェブ参加で松永民秀専門委員。

○松永専門委員 松永民秀でございます。名古屋市立大学の特任教授をやっております。

専門は薬物動態でございます。よろしくお願いたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、ウェブ参加で和田恵子専門委員。

○和田専門委員 おはようございます。国立がん研究センターがん対策研究所の和田と申します。

専門のほうは疫学と公衆衛生学です。よろしく申し上げます。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、ウェブ参加で渡辺雅彦専門委員。

○渡辺専門委員 おはようございます。就実大学薬学部の渡辺と申します。

専門は遺伝毒性になります。どうぞよろしくお願いたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、専門参考人の先生方に移りたいと思います。

岡山大学の小野先生は、本日所用により御欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、現地参加で黒田悦史専門参考人。

○黒田専門参考人 兵庫医科大学の黒田と申します。よろしくお願いたします。

専門は免疫毒性になっております。よろしく申し上げます。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、ウェブ参加で北條仁専門参考人。

- 北條専門参考人 残留農薬研究所の北條と申します。  
専門は生殖発生毒性です。よろしくお願いいたします。
- 井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、ウェブ参加で道川武紘専門参考人。
- 道川専門参考人 おはようございます。東邦大学の道川と申します。  
私は環境保健と環境疫学を主にやっております。よろしくお願いいたします。
- 井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、ウェブ参加で村山典恵専門参考人。
- 村山専門参考人 おはようございます。昭和薬科大学の村山と申します。  
専門は薬物動態及び代謝になります。よろしくお願いいたします。
- 井澤課長補佐 ありがとうございます。  
続きまして、現地参加で山内武紀専門参考人。
- 山内専門参考人 昭和医科大学の山内と申します。よろしくお願いいたします。  
専門は、例えば、許容濃度委員会の許容濃度であるとか、そのうちの発がん性分類小委員会等、そしてBMDを実務としてやらせていただいております。よろしくお願いいたします。
- 井澤課長補佐 ありがとうございます。  
以上16名でございます。専門委員、専門参考人の先生方、ありがとうございました。  
続きまして、食品安全委員会からは5名の委員が出席しております。  
先ほど御挨拶いただきました、山本委員長。
- 山本委員長 山本です。よろしくお願いいたします。
- 井澤課長補佐 続きまして、本ワーキンググループの主担当である頭金委員。
- 頭金委員 皆様、おはようございます。このワーキンググループの担当をしております、頭金です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 井澤課長補佐 副担当の浅野委員。

○浅野委員 皆さん、おはようございます。食品安全委員会の浅野と申します。  
食品安全委員会では毒性全般を担当しております。よろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 同じく副担当の祖父江委員。

○祖父江委員 祖父江です。  
公衆衛生担当です。よろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 また、小島委員が出席しております。

○小島委員 非常勤委員の小島と申します。  
加工流通を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 最後に事務局を御紹介いたします。  
事務局長の中でございます。

○中事務局長 中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 評価第一課長の井本でございます。

○井本評価第一課長 井本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井澤課長補佐 評価調整官の寺谷でございます。

○寺谷評価調整官 よろしく申し上げます。

○井澤課長補佐 また、本件につきましては、事務局から小嶋、松崎、矢吹、萩野、藤田、私、井澤が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、議事の2「ワーキンググループの運営等について」に移らせていただきます。

お手元の資料1-1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」を御覧ください。

こちらは、専門調査会とワーキンググループを含めての運営規程でございます。

ワーキンググループに関しましては、2ページ目の第6条第1項に、「委員長は、特定の分野について集中的に審議を行う必要があると認めるときは、委員会に諮って委員会にワーキンググループを置くことができる。」とされており、これに基づきまして、食品安全委

員会における決定を受け、本ワーキンググループが設置されました。

本ワーキンググループの設置の趣旨、所掌事務、構成及び運営につきましては、後ほど御説明させていただきます。

なお、ワーキンググループの運営につきましては、同規程第6条第3項に規定されており、第2条2項から5項、第3条から第5条までの規定を準用することとされております。

続きまして、資料の1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」を御覧ください。

こちらは、いわゆる利益相反の規定に関することでございます。

「1 基本的な考え方」に記載されておりますとおり、調査審議の中立性、公正性を確保するための事項について定めている食品安全委員会の決定になります。

「2 委員会等における調査審議等への参加について」の(1)の①から、1枚おめくりいただきまして、⑥の項目に専門委員が該当するかどうかを確認するために、(2)に記載があります確認書を御記入いただき、御提出いただくこととされております。提出された確認書を確認させていただき、(1)の①から⑥までのいずれかの場合に該当することが明らかとなった場合には、(5)の規定に基づき、「委員長等は、当該確認に係る議事を確定し、当該議事に係る調査審議等が行われている間、当該確認に係る委員等を会場から退席させるもの」とされております。

続きまして、この資料1-2に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項についてまとめたものが、資料の1-3でございますので、こちらに基づきまして御報告させていただきます。

本日の議事につきまして、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、先に御説明しました資料1-2の調査審議方法等に規定する、調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

先生方、提出していただいた確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御説明いたしました内容について御確認いただき、また、御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、資料の1-4「ビスフェノールAワーキンググループの設置について」を御覧ください。

本ワーキンググループの設置の趣旨は、1ポツに記載してございます。厚生労働大臣より諮問のありました「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について」につきましては、平成20年7月10日に開催された第246回食品安全委員会におきまして、器具・容器包装専門調査会にて審議することとされました。

ビスフェノールAにつきましては、当時、器具・容器包装専門調査会において、特に生殖発生毒性に関する評価が重要であること等から、器具・容器包装専門調査会の直下にワーキンググループを設置し審議が行われ、「中間とりまとめ」が取りまとめられていると

ころでございます。

その後、米国では、米国国立環境健康科学研究所、米国国家毒性プログラム及び米国食品医薬品局の共同で、ビスフェノールAの低用量影響に関する検討のためのCLARITY-BPAプログラムが実施されまして、欧州においても、欧州食品安全機関が低用量影響に着目した再評価が開始されるなど、諸外国においても、ビスフェノールAに関するリスク評価が進められている状況でございます。

こうした中、欧州において、近年、再評価が近年行われたことを踏まえまして、令和7年2月3日に第58回器具・容器包装専門調査会を開催し、ビスフェノールAの今後の進め方に関して議論が行われたところです。

その結果、課題としておりました低用量ばく露による影響に関して、必要な情報が入手可能な状況となっているため、専門家に参画いただき、議論を再開すべきではないかとの結論に至りました。

令和7年3月25日に開催された、第977回食品安全委員会において、ビスフェノールAについては、特定の分野について集中的に審議を行う必要がある案件に該当するのではないかとの意見が出され、これを受け、令和7年4月8日に開催された第979回食品安全委員会において、食品安全委員会に本ワーキンググループが設置されました。

「2. 所掌事務」を御覧ください。

本ワーキンググループの所掌事務は、「ビスフェノールAの食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。」こととされております。これに伴いまして、器具・容器包装専門調査会では、ビスフェノールAの食品健康影響評価に関する事項の調査審議は行わないこととなります。

続きまして「3. 構成及び運営」について、かいつまんで御説明いたします。

資料の裏面に行ってくださいまして（2）ですけれども、ワーキンググループの座長は互選により選出することとされておまして、また（4）にございますように、座長が座長代理を指名することとされております。これらの規定にのっとりまして、この後、議事の（3）で座長の互選と座長代理の指名を行っていただきます。

また（9）では、「座長は、必要により、ワーキンググループに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、ワーキンググループに出席を求めることができる。」としております。

（5）におきまして、「座長が指名されるまでは、食品安全委員会委員長が座長の職務を行う。」こととしており、本日は、この規定により専門参考人の先生方に御出席をいただいております。

議事の「（2）ワーキンググループの運営等について」は、以上でございます。

御質問等は、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、続きまして、議事の（3）に移ります。

議事の「(3) 令和7年度食品安全委員会運営計画について」でございます。

令和7年度食品安全委員会運営計画について、課長の井本より御説明をさせていただきます。

○井本評価第一課長 それでは、私、井本より説明させていただきます。

お手元の資料2を御覧いただきたいと思えます。

こちらは、令和7年度の食品安全委員会運営計画ということになってございます。

委員会におきましては、毎年度、この年度の運営に当たりまして、この運営計画というものを策定してございます。

そして、その年度の一番最初の回、専門調査会等の会議で、この運営計画について御紹介させていただいておりますので、本日、この会議におきましても、本年度最初の回ということで御説明させていただきたいと思えます。

ページをおめくりいただきまして、下のほうのページ番号の1ページ目を御覧ください。

一番上の冒頭でございますが、審議の経緯が記載されてございます。

本年2月に企画等専門調査会におきまして御審議いただいた後、2月の食品安全委員会において報告、30日間、国民からの意見募集を行ってございます。

その後、3月25日の食品安全委員会におきまして策定されたというものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、毎年同じ、例年どおりのものになってございますが、かいつまんで御説明させていただきたいと思えます。

まず、第1でございます。

事業の運営方針が書いてございます。

その次に、第2といたしまして、委員会の運営全般に関する記載が並んでございます。

先ほど来、委員会規程等を御説明させていただきましたが、基本的にはそれに沿うものとなっております。

下のほうの(5)でございますが、リスク管理機関との連携の確保についてでございます。

こちらにつきましては、昨年ありましたけれども、令和6年4月の消費者庁組織変更に基づきまして、消費者庁へ食品衛生基準行政の移管が行われてございます。従来、厚生労働省にあったものが機能移管されていることも、ここに記載されてございます。引き続き、リスク管理機関との連携を確保していくこととしております。

また(6)の委員会におきまして、DXの取組について記載がございます。こちらにつきましても、引き続きデジタル技術の活用に向けた取組を進めているというものでございます。

次のページに進んでいただきまして「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。

こちらは、1において、リスク管理機関から食品健康影響評価を評価要請された案件に

ついて、最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を行う上での考えについて記載されているものでございます。

また、このページの下の方の「2 評価ガイドライン等の策定等」につきましてでございますが、一番下の方から次のページにかけて、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目指し、食事由来の化学物質のばく露に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進めるということの活動を行っているところでございます。

次のページに進んでいただきますと「第5 食品安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」という記載がございます。

食品安全委員会において進めている研究調査事業につきましては、こちらにありますロードマップに基づきまして行っていることとなります。

次のページの1の(3)を御覧いただきますと、昨年同様ロードマップを踏まえた優先実施課題の策定といったことが記載されてございます。

次のページに進みまして「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」につきましては、従来どおり、いろいろな媒体・機会を通じまして取り組んでいくことと記載の整備を行ってございます。

最後に少し飛んでいただきまして、11ページ目を御覧いただきたいと思います。

「第9 国際協調の推進」がございまして。こちらは、国際会議が増えてきておりますけれども、予算の制限もある中ではございますが、ウェブシステムを利用しつつ、引き続き、こういった会議にも参加していくこととなっております。

具体的なものとしましては、今年6月にコーデックスの会議の記載がございます。また、お示ししている会合のほか、必要に応じて、コーデックス委員会各部会や国際会議等に委員等を派遣することとなっております。

以上、要点だけかいつまんで御説明をさせていただきましたけれども、お手すきのときにでもお目通しいただければと思っております。

説明は以上でございます。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

ただいま説明いたしました運営計画につきまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。では、次に議事の(4)の本ワーキンググループの座長の選出をお願いしたいと思います。

座長の選出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、「専門委員の互選により選任する」とこととされております。座長の推薦がございましたら、よろしくお願いたします。

渋谷先生、お願いいたします。

○渋谷専門委員 座長につきましては、平成22年の「中間とりまとめ」の際に、器具・容器包装専門調査会や当時のワーキンググループに参画された御経験のお持ちの広瀬明彦先生が適任と考えますので、御推薦いたします。よろしく願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

ただいま、渋谷専門員から広瀬専門員を座長に、という御推薦がございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの意思表示あり)

○井澤課長補佐 それでは、御賛同いただきましたので、座長に広瀬専門委員が選出されました。

広瀬座長より、一言御挨拶をお願いいたします。

○広瀬座長 僭越ながら座長に指名いただきまして、ありがとうございます。広瀬です。

このビスフェノールAのワーキンググループということで、国際的にも関心の高い物質ということで、その責任に関して大きいものであると感じているところです。

多分、ビスフェノールAの内分泌かく乱の問題が契機になった物質かと思えますけれども、その発端にさかのぼると、もう2000年、25年以上ぐらい前から問題のある物質とされておまして、低用量影響についてかなり長い間議論されてきていたところです。

それにおきましても、2010年ぐらいから、その後10年ぐらい、そういった研究が続いてきたわけですけれども、なかなか食品安全委員会としては、それに関して結論に至るまでにはいかなかったと。ただ、内分泌かく乱、低用量影響ということに限らず、様々な研究というのは、ビスフェノールAについて行われてきているわけで、そういうことを受けて、国際的にもある程度評価できるような時代になってきたということなのだと思います。

一般的な毒性あるいは低用量毒性という違いというものが、果たしてあるかどうかということを議論するというよりも、用量反応性の一連の流れの中で、どういったところでビスフェノールAの影響があるのかということについて、かなりの量のデータがあると思えますので、じっくり時間をかけながらディスカッションをしてやっていければいいと個人的には思っているところです。

ワーキンググループは、私は中間とりまとめの頃から参画させていただいたということですが、今回、参画された先生のほとんどの方は、多分その当時では参画されていなかった方がいるかと思えます。ただ、昔の判定ということにとらわれずに、新しい科学的知見で科学的に妥当な評価というものを、最新の知見で実施できればいいのかと思っているところでもあります。

皆様、御協力のほど、よろしく願いいたします。

○井澤課長補佐 ありがとうございます。

次に、資料の1-4設置要綱の3の(4)に記載のありますとおり、「座長に事故があるときは、ワーキンググループの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とございますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は、広瀬座長をお願いいたします。

○広瀬座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明のあった座長代理の指名についてですが、私からは、毒性の病理学的あるいはメカニズム的なところの専門ということを考慮いたしまして、国立医薬品食品衛生研究所の石井専門委員にお務めいただけないかということで指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの意思表示あり)

○広瀬座長 それでは、石井先生をお願いしたいと思います。

○石井座長代理 石井です。座長代理のほうをお引き受けさせていただきます。微力ですが、座長のサポートができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○広瀬座長 お引き受けいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

それでは、次に議事の「(5) ビスフェノールAの現状及び今後の進め方について」について移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○小嶋係長 それでは、資料3-1から資料3-3について御説明させていただきます。

なお、こちらの資料につきましては、令和7年2月3日に開催した第58回器具・容器包装専門調査会で御説明した内容と、おおむね重複しておりますことを申し添えます。

器具・容器包装専門調査会の専門委員、専門参考人を兼務されている先生方におかれましては、再度の御説明となり恐縮ですが、お聞きいただけますと幸いです。

資料3-1を御覧ください。

こちらの資料は、「ビスフェノールAに係る食品安全委員会のこれまでの検討経緯」をまとめたものとなります。検討経緯について、順を追って御説明いたします。

ビスフェノールAについては、平成20年までさかのぼります。平成20年7月8日に、ビ

ビスフェノールAについて、高濃度のばく露状況にあるものではないが、胎児や乳児に対する影響を示唆する知見があることなどを踏まえ、厚生労働省より、食品安全基本法第24条第3項の規定に基づき、「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について」に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の依頼があったことを受け、食品安全委員会での検討を開始することとなりました。

実際の諮問書については、参考資料1として添付してございますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。

続いて、平成20年7月10日、第246回食品安全委員会におきまして、「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について」に係る食品健康影響評価の取扱いに関する審議が行われ、ビスフェノールAについては、ヒトへの主要なばく露源が食器、容器、食品缶詰などであることから、器具・容器包装専門調査会にて審議することとされました。

続いて、平成20年8月27日、第10回器具・容器包装専門調査会におきまして、ビスフェノールAの食品健康影響評価の進め方に関する審議が行われ、ビスフェノールAの毒性は、特に生殖発生毒性に関する評価が重要であること、また、生殖発生毒性に関する重点的かつ効率的な審議の観点から、ほかの調査会に属する専門委員や外部の有識者の参加が必要であることから、ビスフェノールAの食品健康影響評価については、器具・容器包装専門調査会の直下に「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ」を設置し審議することとされました。

続いて、平成20年9月4日、第253回食品安全委員会におきまして、ビスフェノールAの食品健康影響評価について、器具・容器包装専門調査会の直下に「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ」を設置し審議することが報告されております。なお、※印に記載してございますが、ワーキンググループの取扱いが、平成20年と現在とで異なっておりまして、当時は専門調査会の直下にワーキンググループを設置することも可能でしたが、現在は食品安全委員会の直下に設置することとされております。

続いて、平成20年9月25日から平成22年5月26日にかけて、計9回のワーキンググループが開催されております。

これらの検討を経て、平成22年5月26日に開催された第9回ワーキンググループにおいて、評価書（案）として「中間とりまとめ」が取りまとめられ、当該結果を器具・容器包装専門調査会へ報告することとされております。

平成22年7月7日に開催された第13回器具・容器包装専門調査会におきまして、「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ」で取りまとめられた「中間とりまとめ」に関する審議が行われ、その結果、ビスフェノールAについては、低用量の影響に関する知見が不足していたことなどから、耐容摂取量の設定が困難であるとされ、今後、必要な知見が集積された後に最終的な評価を取りまとめることとされております。

その後になります、が、「中間とりまとめ」が行われていることを踏まえまして、平成30年4月3日の第691回食品安全委員会において、「生殖発生毒性等に関するワーキンググル

ープ」は廃止されております。

続いて、裏面の2ページ目を御覧ください。

「中間とりまとめ」以降の食品安全委員会の動きについて御説明いたします。

ビスフェノールAについては、近年、特に欧州において、再評価が行われたことを踏まえ、令和7年2月3日、第58回器具・容器包装専門調査会において、今後の進め方の議論が行われました。「中間とりまとめ」を行ったときに課題としていた低用量ばく露による影響に関して、現時点で必要な情報が入手可能な状況となっているため、関連する分野の専門家に御参画いただき、議論を再開すべきではないかとの結論に至り、改めてワーキンググループを設置して検討することも含め、一度、食品安全委員会に本案件を戻し、食品安全委員会において、ビスフェノールAの今後の取扱いを確認いただくこととされました。

その後、令和7年3月25日、第977回食品安全委員会において、ビスフェノールAの今後の取扱いに関する議論が行われ、ビスフェノールAについては、食品安全委員会の直下にワーキンググループを改めて設置し、検討を進めていくこととされ、令和7年4月8日、第979回食品安全委員会において、「ビスフェノールAワーキンググループ」が設置されました。本日は、その第1回目の会合となります。

調査審議に係る検討の経緯は以上となります。

続きまして、2ページ目の中ほどに記載してございます、「食品安全委員会が実施した調査事業等について」を御覧ください。

「中間とりまとめ」で出された今後の課題（今後の課題につきましては、後ほど資料3-2と参考資料2で御説明させていただきます）に対応するべく、食品安全委員会では、調査事業及び研究事業を活用し、科学的知見の収集等の対応を行ってまいりました。

調査事業については、平成25年度と令和元年度の2回行っており、平成25年度の調査事業では、平成22年7月から平成25年10月までに公表された文献等を対象に、また、令和元年度の調査事業では、平成25年11月から令和元年9月までに公表された文献等を対象に、ビスフェノールAの科学的知見の収集及び整理を実施しております。

また、研究事業については、令和2～3年度に実施しております。平成25年度と令和元年度の調査事業で整理した科学的知見について、それらの信頼性を評価した上で有用なデータを抽出するとともに、ビスフェノールAのリスク評価への活用性に関する検討を行っております。

続きまして、資料3-2と参考資料2をお手元に御用意ください。

資料3-2は、ビスフェノールAに関する健康影響に係る中間とりまとめに関する資料でございます。

この中間とりまとめにつきましては、先ほども御説明しましたとおり、平成22年7月に開催された第13回器具・容器包装専門調査会で御報告したものであり、また、ビスフェノールAの検討再開に当たり、令和7年2月3日に開催された第58回器具・容器包装専門調査会でも確認いただいたものでございます。

器具・容器包装専門調査会で既にとりまとめられているものですが、ワーキンググループの初回会合ですので、こちらの概要を簡単に御説明させていただきます。

参考資料2を御覧ください。

参考資料2は「生殖発生毒性等に関するワーキンググループによる中間とりまとめの概要」として、資料3-2の中間とりまとめを簡潔にまとめたものです。

「1. 低用量影響と高用量影響」の項を御覧ください。

ビスフェノールAについては、参考資料1の当時の諮問の経緯にも記載がございますように、特に低用量の影響について懸念があるということで、評価に当たっては、低用量影響と高用量影響に分けて考えていくという方針のもと、低用量影響と高用量影響について定義づけをした上で評価が行われております。

それぞれの定義については、こちらに記載しておりますとおり、当時の海外のリスク評価書でNOAELとして採用されている5mg/kg体重/日の用量を基準として、それ以下の用量で引き起こされた影響を「低用量影響」、それを超える用量で引き起こされた影響を「高用量影響」として定義し、審議が行われました。

続いて「2. 評価に際しての基本的な考え方」の項を御覧ください。

こちらは、生殖発生毒性等に関するワーキンググループでの評価を行うに当たっての基本的な考え方をまとめたものでございます。

まず「(1) 全般的な留意点」として、ビスフェノールAの食品健康影響評価においては、内分泌系及び生殖系に関する生殖発生毒性、発達毒性、神経毒性に焦点を絞り、資料2の中間とりまとめ(案)の41ページの表2に示す「BPAに関する選択した文献を評価する際の留意点」を定め、耐容摂取量設定の根拠となるNOAEL/LOAELを導くデータとして用いるかどうかという点について評価が行われております。

また、低用量のビスフェノールAを投与した試験報告については、その用量と観察された影響に関する検討を行っており、用量反応評価における留意点として、(2)の以下5点に留意して検討が行われております。

- 1つ目、「影響指標が観察された用量の有無」、
- 2つ目、「変化を示した影響指標が生理的な影響か毒性学的な影響かの区別」、
- 3つ目、「毒性学的影響とみなせる指標の場合、重篤度、統計的有意性等の特性」、
- 4つ目、「NOAEL/LOAELを決定するために十分な用量設定であるかどうか」、
- 5つ目、「実験条件がヒトの実際のばく露に適用できるかどうか」

の5点でございます。

次に、「3. 実験動物における影響評価のまとめ」の項を御覧ください。

まず「(1) 高用量」についてです。

高用量における有害影響については、腎の絶対重量の減少、尿細管の変性、肝における慢性炎症、膈開口日齢の遅延、次世代児ラットの生存率の低下、出生児の体重及び成長の遅延、発情期の開始遅滞等様々な影響が認められたため、明確な証拠があると考えられた

とされております。

「(2) 低用量」については、現時点までの報告を総合的に判断すると、様々な実験上の問題はあるものの、生殖器官、中枢神経系、免疫系における広範な影響が生じる可能性があることとみなすことが妥当と考えられるが、現時点の知見からはNOAEL/LOAELを設定するための用量反応関係やデータの実験根拠は十分ではないとされております。

続きまして、裏面の2ページ目を御覧ください。

「4. 結論」です。

「中間とりまとめ」の結論としては、実験動物におけるビスフェノールAの低用量ばく露による影響については、生殖発生、神経発達、免疫系に及ぼす影響を示唆する知見が多数報告されており、これらは生体における適応の範囲に属する影響から毒性影響とみなすべき影響まで広範にわたっているが、用量反応関係についての知見は不十分であり、試験結果の再現性が十分に担保できないことに留意する必要があること、現時点における知見を鑑みると、低用量のビスフェノールAのばく露によって、実験動物を用いた試験系で軽微な影響が顕れる可能性に注視する必要があることとされております。

次に、「5. 今後の課題」の項を御覧ください。

課題については、ビスフェノールAの低用量影響について、低用量の影響を正確に確認できるように試験環境、試験動物、観察指標等を適切かつ厳密に制御した試験系を確立する必要があること、低用量影響の機序的な考察を可能とするために、得られた知見を根拠づける多面的アプローチによる知見も集積した上で、必要に応じて再検討を行う必要があること、最終的なリスク評価のためには、ヒトで感受性が高いと考えられる妊娠中の女性、胎児及び乳幼児を対象にした継続的なばく露量に関するデータの収集及び胎児期のビスフェノールA暴露について、前向きコホート研究など、疫学的に妥当な研究デザインの生殖次世代影響の知見を集積することが重要であること、とされています。

最後に、「6. 中間とりまとめの位置付けについて」の項を御覧ください。

食品安全委員会が行う食品健康影響評価では、最終的には耐容摂取量の設定が必要であるが、ビスフェノールAに関しては、低用量の影響について現時点での知見からは試験デザインや結果の再現性が十分ではないなどの問題があることから、生殖発生毒性等に関するワーキンググループとして耐容摂取量を具体的な数値として出すのは非常に難しい。また、この当時の時点では、評価を十分に行うための知見が不足しているため、本評価については中間とりまとめとして器具・容器包装専門調査会に報告し、必要な知見が集積された後に、最終的な評価を取りまとめることとする、とされております。

当該結果を第13回器具・容器包装専門調査会で御報告し、ビスフェノールAの評価としては、ここで止まっているという状況でございます。

続きまして、資料3-3を御覧ください。

資料3-3は、ビスフェノールAについての日米欧における近年の動向をまとめた資料になります。

左から日本、米国、欧州について、評価と規制管理に分けて時系列にまとめております。また、年の隣の墨つき括弧には、対応した組織名を記載してございます。

まず、先ほどまでの説明と重複しますが、日本の動向について御説明いたします。一番左の欄を御覧ください。

日本については、1993年までさかのぼります。1993年に当時の厚生省が米国国家毒性プログラム（NTP）の試験からLOAELを50mg/kg体重/日、TDIを0.05mg/kg体重/日と設定し、これに基づき、1994年に厚生省は食品衛生法の規格基準において、ポリカーボネート製器具及び容器包装からのビスフェノールAの溶出試験規格を2.5 $\mu$ g/mL以下と制限しているところ です。

日本のその後の経緯につきましては、先ほど資料3-1で御説明したとおりですが、2008年に厚生労働省より食品健康影響評価の依頼がなされ、2010年に食品安全委員会で中間とりまとめを取りまとめ、その後、2013年と2019年に調査事業、2020年に研究事業が行われております。

なお、当該資料では触れておりませんが、規制管理に関しては、平成30年6月の食品衛生法の改正により、器具・容器包装についてはポジティブリスト制度が導入されておりますが、ビスフェノールAについては、当該リストに記載されている状況でございます。

続きまして、中央の米国の動向について御説明いたします。まず、評価の欄を御覧ください。

米国のリスク評価ですが、米国環境保護庁（EPA）と米国食品医薬品局（FDA）の大きく2つに分かれます。

EPAでは、日本と同じく1993年にNTPの試験からLOAELを50mg/kg体重/日、TDIを0.05mg/kg体重/日と設定しております。

一方、FDAにおいては、EPAと異なり、TDIについて明確な値は公表しておりません。FDAでは、当時設定していたNOAEL 5mg/kg体重/日という値について、2008年から2014年にかけて科学的研究のレビューを実施しており、この値について、当時のばく露レベルでは適正な安全性が確保されていると評価されているところです。その後、数回報告書が公表されておりますが、この安全性レベルは変更されてございません。

また、FDAでは2010年から2021年にかけて、CLARITY-BPAプログラム（低用量影響の検証を含むラット2年間慢性毒性試験）が実施され、2018年に報告書が公表され、2021年にNTP Research Reportが公表されております。

なお、CLARITY-BPAプログラムについては、※印で記載しましたが、個々の試験結果の結論は記載されているものの、全試験を踏まえた総合評価に関しての記載はされていないという状況でございます。

次に、米国の規制管理の欄を御覧ください。

FDAでは、2012年に乳幼児用容器におけるポリカーボネートの使用を取り下げ、2013年に乳児用調整粉乳容器におけるコーティング剤としてのビスフェノールAエポキシ樹脂の使

用を取り下げています。

※印で記載しましたが、これらの乳幼児容器に係る規制は、いずれも業界が使用を放棄する旨を受けての対応であるため、ビスフェノールAの安全性とは関係がないとされております。

2022年には、環境団体等が食品容器へのビスフェノールAの使用禁止・制限に関する請願書をFDAに提出したことを受け、FDAでは、レビューリストにビスフェノールAを掲載しています。米国のレビューの結果については、まだ公表されていないため、当該結果については今後も注視する必要がございます。

最後に、欧州の動向について御説明いたします。右側の欧州の評価の欄を御覧ください。

欧州では、御覧いただくと分かるとおり、これまで複数回にわたってリスク評価が行われております。

欧州では、2006年にEFSAがビスフェノールAのNOAELを5mg/kg体重/日と評価し、TDIを0.05mg/kg体重/日に設定しております。

その後、EFSAは2015年に米国のCLARITY-BPAプログラムの結果が判明するまでの暫定的なTDIとして4 $\mu$ g/kg体重/日を設定、2021年にTDIを0.04ng/kg体重/日とする再評価のドラフト案を公表しております。最終的には、2023年にTDIを0.2ng/kg体重/日と設定しました。

また、EFSAの2023年の評価を受けて、同時期にドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）と欧州医薬品庁（EMA）がEFSAとのJoint Reportを発表しています。内容については、いずれもEFSAの評価結果との意見の相違に関するものでございます。

その後、BfRにおいては、2023年に、EFSAの評価結果よりも1オーダー高い0.2 $\mu$ g/kg体重/日をTDIとして設定し、公表しています。

また、2024年には、英国毒性委員会（COT）がBfRの評価結果を支持する内容の文書を公表しています。

続いて、欧州の規制管理の欄を御覧ください。

EU・欧州委員会では、2011年にプラスチック規則、ビスフェノールAの規格として、特定移行限度を0.6mg/kg以下とし、小児用ポリカーボネート製ボトルの使用を禁止しています。

その後、2018年には、プラスチック規則、ビスフェノールAの規格の改訂が行われ、EFSA2015の評価結果を根拠に、特定移行限度を0.05mg/kg以下とし、エポキシ樹脂等のコーティング剤についても同様の規制が行われ、小児用については溶出不可としています。

さらに、昨年末のお話でございますが、2024年にEC委員会において、食品接触材料に含まれるビスフェノールAを原則禁止とする案が採択されております。

このように、米国では、いまだレビュー中ということで動きが見えないところではございますが、一方で、欧州においては複数回にわたって評価が行われており、ビスフェノールAについて原則禁止とする規制まで行われている状況でございます。

長くなりましたが、ビスフェノールAのこれまでの検討経緯や諸外国における近年の動

向に関する御説明は以上でございます。

○広瀬座長 どうもありがとうございました。

ビスフェノールAの現状についての説明をいただきました。

第58回器具・容器包装専門調査会で報告したものと同一内容ということで、何人かの先生は、そちらに入っていらっしゃるので重複になったかと思えますけれども、まずは、資料の3-1～3-3の説明について、委員の先生から御質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。かなり長い歴史の経緯になっているかと思えますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。また、後ほどお気づきの点がありましたら御質問をいただければと思いますので、続いて、今後の進め方について、事務局から資料4で説明をお願いいたします。

○松崎評価専門職 それでは、資料4-1及び資料4-2について御説明させていただきます。

まずは、資料4-1「ビスフェノールAの今後の進め方について（案）」をお手元に御準備ください。こちらは、ビスフェノールAの今後の進め方をまとめた1枚紙となります。

先般、ビスフェノールAワーキンググループを立ち上げ、本日、第1回の会合を開催したところではございますが、ビスフェノールAに関する評価手法や体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査などの科学的知見は、資料3-1で御説明しましたとおり、令和元年度に実施した調査事業までの情報しかないことから、最新の情報も含めて再度整理する必要があります。

このため、本ワーキンググループで本格的にビスフェノールAの評価を再開する前に、食品安全委員会の食品安全確保総合調査、いわゆる調査事業を活用して、ビスフェノールAのリスク評価を進めるための基礎資料を整えることを予定しております。

1枚紙の上のカラムは本ワーキンググループ、下のカラムは調査事業、横軸は時間軸となっており、今年度以降それぞれの動きを示してございます。

なお、調査事業の実施機関を欄外に記載してございますが、一般財団法人化学物質評価研究機構に調査いただくこととなっております。

ワーキンググループと調査事業のそれぞれの位置づけ（役割）について御説明いたします。資料左側の点線枠囲みを御覧ください。

まず、上段のワーキンググループですが、こちらは「食品安全基本法に基づく食品健康影響評価、いわゆるリスク評価の実施」が主な役割でございます。具体的には、ビスフェノールAの評価書の作成、調査事業の成果物に対する助言などを行っていただくこととなります。

一方、下段の調査事業ですが、こちらは「食品安全委員会の指示に基づく調査の実施」

や、「ビスフェノールAのリスク評価に向けた支援作業」が主な役割であり、調査事業ではリスク評価を行うことはございません。

具体的には、国際機関等の評価手法の情報の収集・整理、中間とりまとめ以降に公表された科学的知見の収集・整理、ビスフェノールAのリスク評価に向けた基礎資料の作成などが主な作業内容でございます。

続いて、今年度の予定について御説明いたします。下段の調査事業のカラムを御覧ください。

調査事業では、ビスフェノールAのリスク評価に活用する文献の選定作業を行っていたこととなりますが、大きく3つのステップで進めることを考えております。

また、各ステップにおいて、有識者から構成される検討会を開催し、調査事業に係る内容について検討いただく形を取ってございます。

1つ目のステップでは、国内外の評価手法の整理、文献の選定基準（案）の策定、文献のスクリーニング方法の検討などを行います。

続いて、2つ目のステップでは、確定した文献選定基準やスクリーニング方法を用いて、文献の選定作業や調査項目の検討を行います。

続いて、3つ目のステップでは、文献リストの作成や、最終的な報告書作成に向けた作業を行うことを予定しております。

イメージとして、その下に記載してございますが、最初にデータベース検索を行い、スクリーニングを通過した文献や検討会の有識者が必要と判断した文献などについて原著を入手し、さらに有識者により個別に文献を確認いただき、リスク評価に活用する文献を確定するというイメージでございます。

ワーキンググループへは、各ステップにおける成果物を報告することを予定しておりますので、適宜御助言等をいただき、出された御助言等を反映した形で調査事業を進めていくことを考えております。

ビスフェノールAについては、食品安全委員会におけるリスク評価のタイミングと、諸外国における科学的知見の収集・整理を行うべきタイミングが一致したこと、また、特に文献選定の方法に関して、ワーキンググループと調査事業においては、文献の選定作業に対する位置づけが異なるため、文献の選定方法について、誤解を生じさせることがないよう、今回の評価書作成を前提とした調査事業においては、事業の最初の段階から各ポイントにおいて、アウトプットをコミットする形で進めていきたいと考えております。

現時点の予定としては、令和8年度以降の作業はワーキンググループへと移行し、ビスフェノールAのリスク評価は、調査事業で選定した文献を出発点に評価書（案）への作成作業を行う予定でございます。

なお、今後の話とはなりますが、透明性確保の観点から、ワーキンググループにおける評価書（案）の作成作業において、調査事業で選定した文献の取扱いについては、何らかの形で記録を残す必要があると考えてございます。

また、一番下の緑色の矢印の部分を御覧ください。

資料3-3で御説明しましたとおり、特に米国においては、いまだレビュー中という状況でございます。ワーキンググループでリスク評価を進めるに当たり、米国の評価状況は重要な情報と考えておりますので、諸外国の評価状況で新たな情報を入手した場合は、ワーキンググループあるいは調査事業で適宜反映していく予定です。

なお、ワーキンググループの開催方法ですが、食品安全委員会の規定に基づき、原則、公開の場で行う方針です。

調査事業の検討会については非公開の会合として実施されますが、検討された内容については調査事業の透明性の確保の観点から、本ワーキンググループに報告するとともに、調査事業の報告書を当委員会のウェブサイトに掲載し、公表することといたします。

続きまして、調査事業の仕様書について御説明いたします。資料4-2をお手元に御準備ください。

こちらが、本年度実施する調査事業の具体的な内容となります。

本調査事業は、ビスフェノールAのリスク評価に活用する信頼性の高い文献等を収集・選定するために、段階的かつ体系的なプロセスを踏んで調査を進めていきます。

資料4-1の説明と重複する部分もございますので、簡単に御説明いたします。1ページ目の「3. 作業内容」を御覧ください。

具体的な作業内容は、大きく分けると（1）から（5）までございます。

（1）は、有識者から構成される検討会の設置で、調査事業の成果物がビスフェノールAのリスク評価に資する資料として、科学的に信頼できる内容とするために設置するものです。

2ページ目に行きまして（2）を御覧ください。

ここでは、食品安全委員会で実施した過去の研究事業の結果や、国際機関等が近年行ったリスク評価手法を整理し、我が国で文献を選定する際の基準を策定するものです。

続いて（3）ですが、こちらは、国際機関等におけるビスフェノールA評価書を基に、エンドポイントと健康影響に基づく指標値の一覧表の作成を求めるものです。

（4）は、文献の収集、情報の抽出及び概要作成を求めるもので、ビスフェノールAに関する文献の検索式の検討及び検索、3ページに行ってくださいまして、スクリーニング方法の検討、選定された文献の原著入手、選定基準に沿ってリスク評価への使用が必要とされる文献の選定、調査項目の検討、選定された文献からの情報の抽出を行っていただきます。

ワーキンググループへの報告は、（5）で求めることになり、本調査事業終了後、この成果物を活用して調査審議を行い、評価書を作成していく予定でございます。

資料4-1と4-2の説明は以上でございます。

○広瀬座長 ありがとうございました。

資料4-1、4-2の説明、今後の進め方について、委員の先生から何か御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。私は特に汚染物質系の評価ということについては、特に申請企業とかはいらっしゃらないので、ワーキンググループ、調査会が始まる前から、色々と調査を始めていたということなのですけれども、昨今、透明性の確保という観点から、今回は調査事業の時点からワーキンググループがコミットするという方式を今回はとられるということです。

明確にするのは、調査事業では評価しないということと、その中身については、非公開ではあるけれども、公開の場で確認することだと思えます。汚染物質の調査会に関係された方は少ないかもしれませんが、これまでやられていた形のを、ビスフェノールについては、もう少し透明性を高めるといったことで始めるということになるかと思えます。そういう意味で、今回は少し違ったアプローチになっているかと思えます。

あとは、調査事業で行うことは、ビスフェノールAのリスク評価に向けた支援作業ということですが、ここで挙げられる、検討会をはじめとした専門家や、ワーキングの先生の意見も聞きながら重要な文献リスト、重要なところの観点が難しいわけですが、リストを作成いただくこととなります。この文献リストは、評価書作成の際に読むリストということで、あらかじめリストをそこで決めてもらうかと思われがちですが、これは単に議論を始めるためのスタート地点でありますので、それについてどのようなものがあるか、議論を進めていくうちに何が重要なのか、そういった意味では、あくまでリストは数万か万単位ぐらいの論文全部が対象であるということには変わりありません。その中でも議論を早く進めるための初期的な知見のまとめを調査事業が担うといったことになるのかという位置づけかと思えます。

これまでも同じようにしてやってきたわけですが、その位置づけをもう少し今回は丁寧に公開するというのが目的かと思えます。いかがでしょうか。

もう少しこの辺をやったほうがいいのか、何かコメント、提案がございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もちろん、随時ワーキンググループへの調査事業からのフィードバック、報告等がありますので、その時点でまた改めて、委員から意見がありましたらお受けしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、なければ、とりあえずこの方法で進めることにいたしたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、本日の審議は以上になります。

では、議事の「(6)その他」について、事務局から事務連絡はございますでしょうか。

○井澤課長補佐 事務局でございます。御審議ありがとうございました。

次回のワーキンググループの日程につきましては、座長とも御相談の上、決まり次第、

先生方にお知らせいたします。

以上でございます。

○広瀬座長 それでは、以上で「ビスフェノールAワーキンググループ」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。